様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024年 11月 15日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）せいこーえぷそんかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 セイコーエプソン株式会社  （ふりがな）おがわ やすのり  （法人の場合）代表者の氏名　小川 恭範  住所　〒160-8801　東京都新宿区新宿４丁目１番６号  法人番号　4011101010841  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合レポート2021 | | 公表日 | 2021年 9月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 統合レポート2021  <https://corporate.epson/ja/investors/publications/pdf/integrated_report/epson_ir2021_all_j.pdf>  CEOメッセージ　P5右下～P6左上  DXの取り組み　P11中段 | | 記載内容抜粋 | 「Epson 25 Renewed」は「「省・小・精の技術」とデジタル技術で人・モノ・情報がつながる、持続可能でこころ豊かな社会を共創する」をビジョンステートメントに掲げ、実現に向けて「環境」「DX」「共創」の3つに注力し、ビジネスを展開していきます。  DXの取り組みでは、自社の持つデータやサービス、それらを活用する基盤を共通化するなど、強固なデジタルプラットフォームを構築し、人や産業、教育現場や製造現場などで、お客様に長く寄り添い続けることができるソリューションをパートナーと共創していきます。  お客様を深く知ることで、サポートの拡充、サービス・新商品の創出につなげ、お客様の成功に貢献します。さらには、お客様の使用状況に応じて部品や消耗品をタイムリーに供給、データ分析から支援を行うなど、お客様に寄り添うことで、ビジネスモデルやライフスタイルの変革や創出にも貢献します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 決裁規程等の社内規定に基づき、代表取締役社長により決裁を得た公表媒体に記載されている事項 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合レポート2024 | | 公表日 | 2024年 10月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 統合レポート2024  <https://corporate.epson/ja/investors/publications/pdf/integrated_report/epson_ir2024_all_j.pdf>  DX戦略 P49,P50  人材戦略　P52 | | 記載内容抜粋 | ・DX推進活動は、顧客視点と社員視点の2つの切り口を設け、それぞれのレベルに沿ってお客様に寄り添うソリューション提供、社員の働き方改革を推進しています。  　＜顧客視点＞  　　DX Level 2：社会課題解決につながる新たなカスタマーサクセスの創出にむけ、新たなビジネスモデルを創出  　　DX Level 1：新たなサービスによるカスタマサクセスの貢献に向け、既存ビジネスモデルを変革  　　DX Level 0：既存の顧客価値の向上にむけ、既存ビジネスをデジタル化  　＜社員視点＞  　　DX Level 2：社員のこころ豊かな働き方の実現にむけ、デジタル技術による働き方変革  　　DX Level 1：業務アプトプットの高度化にむけ、思考プロセスのデジタル化  　　DX Level 0：業務効率化・生産性向上にむけ、作業プロセスのデジタル化  ・DX Level 2では、データを活用したソシューションを広くパートナーと共創し新たなビジネスを創出していきます。具体的な取り組みとして、センシングデバイスから得られるデータから、支援・指導を行うビジネスモデルを展開しています。自社ソリューションに加え、データ販売のビジネスモデルを構築していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 決裁規程等の社内規定に基づき、代表取締役社長により決裁を得た公表媒体に記載されている事項 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 統合レポート2024  DX戦略 P49,P50  人材戦略　P52 | | 記載内容抜粋 | 「体制・組織」  「Epson 25 Renewed」の実現に向けてDXを重要な戦略と位置付け、DX推進本部を設立し、DXを牽引する役割を担っています。  「人材獲得・育成」  ・要員計画に基づいて、計画的・安定的な新卒・中途採用と、人材要件を明確にした上でDX を含むスペシャリストを獲得し、強化領域へ配置しています。  ・社内教育プログラムでは、DXに必要な「デジタル技術(D)」と「変革力(X)」の2つのスキルを重視しています。デジタル技術では、データ活用・AI活用の講座を提供し、変革力では、顧客理解やデザイン思考の講座、アイディアソンなどの実践の場を通じて人材を育成しています。また、パートナーとの新規ビジネスに取り組みながら経験を積む機会も提供しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 統合レポート2024  DX戦略 P49,P50 | | 記載内容抜粋 | ・顧客視点・社員視点を支えるデジタルプラットフォームを、ビジネス創出、DX基盤、IT基盤、グローバル経営基盤変革プロジェクトの4つの領域に分けて構築しています。  ・DX基盤は、お客様と自社をつなぐデジタル基盤であり、顧客管理やデータ活用などの要素で構成します。各基盤でのデータ活用だけでなく、それらを複合的に組み合わせて新たな価値を創出していきます。  ・グローバル経営基盤変革プロジェクトでは、業務プロセスと標準データの見直し、グローバル統合データベースの構築、ERP、CRM、S&OPシステムの更新など、グループ全体でのITシステムの標準化を進めています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合レポート2024 | | 公表日 | 2024年 10月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 統合レポート2024  <https://corporate.epson/ja/investors/publications/pdf/integrated_report/epson_ir2024_all_j.pdf>  サステナビリティ重要テーマとそのKPI　P25、P26 | | 記載内容抜粋 | マテリアリティの実効性を高めるため12のサステナビリティ重要テーマに展開し、社会課題解決にどのような貢献をするかを念頭に具体的なKPI（推進目標・指標）を設定しています。  ・ビジネスモデルの創出に関わる指標として、「売上に占める支援サービスのデータビジネス比率・収益比率」を設定しています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年 10月 1日 | | 発信方法 | 統合レポート2024  <https://corporate.epson/ja/investors/publications/pdf/integrated_report/epson_ir2024_all_j.pdf>  CEOメッセージ P12 | | 発信内容 | 社会課題の解決には、環境に配慮した商品・ソリューションをつくるだけでなく、新たな価値や事業の創造が不可欠です。それには DX が非常に大きな役割を担うと判断し、「 Epson25 Renewed 」でも中心的な取り組みの一つに位置付けています。 DX戦路においては、「強固なデジタルプラットフォームを構築し、人モノ・情報をつなげ、お客様ニーズに寄り添い続けるソリューションを共創し、カスタマーサクセスに貢献する」ことを掲げ、顧客視点と社員視点の2つの切り口で取り組みを進めています。顧客視点としては、サブスクリプションサービスや商業・産業プリンティングのクラウドソリューションなどを展開するとともに、ほかにも面白い取り組みがいくつか出てきているのですが、大きなビジネスとなるには時間を要しているのが現状です。将来を見通してもDXは必要不可欠ですので、粘り強く取り組んでいきたいと考えています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2019年 9月頃　～ 2024年 4月 | | 実施内容 | DX推進指標による自己診断を実施し、IPAのDX推進ポータルサイトより自己診断結果を提出しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2007年 4月　～　継続中 | | 実施内容 | ・情報セキュリティに関する取り組み等をホームページ上で公開しています  <https://corporate.epson/ja/sustainability/governance/security.html>  ・サイバーセキュリティーへの脅威に対しては、日々高度化・巧妙化する攻撃に対応するため経済産業省の「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」に加え、米国国立標準技術研究所（National Institute of Standards and Technology：NIST）によるサイバーセキュリティー対策のフレームワーク(Cyber Security Framework：CSF)を参考に、サイバーセキュリティー対策に関する方針を定めた中期計画をグローバルレベルで策定し、対策の強化を行っています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。